

南郷里地域づくり協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、南郷里地域づくり協議会(以下「本会」という。)と称し、事務局を南郷里まちづくりセンター(以下「まちづくりセンター」という。)に置く。

(目 的)

第2条 本会は、南郷里地域を「いつまでも住み続けたくなるまち」、「個性と魅力を感じるまち」、「連携と協働により発展するまち」とするべく、地域内の住民と諸団体等が主体的に参画・協働することで、南郷里の地域づくりを推進することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域課題の解決に関すること。
- (2) 地域の社会福祉や健康の増進に関すること。
- (3) 防災等地域の安全・安心及び環境美化に関すること。
- (4) 地域住民の交流・親睦及び文化・スポーツ・教養の向上に関すること。
- (5) 地域活動の情報発信に関すること。
- (6) 地域の皆で平和で暮らしやすく人権が尊重される地域づくりに関すること。
- (7) まちづくりセンターの管理運営に関すること。
- (8) 長浜市からの事務受託に関すること。
- (9) 長浜市の委託による地域活力プランナーの設置及びその業務の推進に関すること。
- (10) その他、本会の目的達成に必要なこと。

第2章 組 織

(会 員)

第4条 本会の会員は、南郷里地域に居住する住民及び南郷里地域内を主たる活動の範囲とする各種団体、個人及び事業所とする。

(組 織)

第5条 本会は、次の組織を設置し運営する。

- (1) 本会の最高議決機関として総会を置く。
- (2) 本会の運営管理に関して総括責任を担う役員会を設置する。
- (3) 本会の各組織の相互連携の調整と事業の進行管理を担う運営委員会を設置する。
- (4) 役員会が適宜必要と認めた事業についてその実施を担う実行委員会及び特別委員会(以下、「実行委員会等」という。)を設置する。
- (5) 第3条に定める事業の実施を担う専門部会を設置する。専門部会は、次の部会とする。
 - ア 自治振興部会
 - イ 地域福祉部会
 - ウ くらし安全部会
 - エ 文化と健康スポーツ部会
 - オ 広報部会
 - カ その他必要に応じて設置される部会
- (6) 本会の運営及び会計を監査する監事を置く。
- (7) 本会の全般の庶務を担う事務局を設置する。

(組織の構成員)

第6条 総会は、第2項に掲げる役員、第3項に掲げる運営委員、監事のほか、別表に掲げる関係団体の長、及び役員会が必要と認めた者(以下、「総会構成員」という。)により構成する。

- 2 役員会は、次の者(以下、「役員」という。)で構成する。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 連合自治会正副会長 2名
 - (5) 事務局長 1名
- 3 運営委員会は、役員のほか次の者(以下、「運営委員」という。)で構成する。なお、運営委員長及び副委員長は、役員会の会長及び副会長が兼任する。
 - (1) まちづくりセンター所長(以下、「所長」という。)
 - (2) 地域活力プランナー
 - (3) 部会長、及び副部会長
 - (4) 実行委員長、特別委員長(以下、「実行委員長等」という。)
 - (5) 地区選出長浜市議会議員(以下、「市議会議員」という。)
 - (6) 事務局員
- 4 実行委員会等は、別表に掲げる関係団体の中から役員会が必要と認めた者により構成する。
- 5 専門部会は、次の者(以下、「部会構成員」という。)で構成し、その一部の者(以下、「部会運営委員」という。)をもって部会運営委員会を構成する。
 - (1)別表に掲げる団体の代表者、又はその団体から推薦する者
 - ~~(2)市議会議員~~
 - (3)学識経験者
 - (4)長浜市等関係行政機関の職員
 - (5)その他本会の趣旨に賛同する者で会長が推薦する者
- 6 事務局は、事務局長及び事務局員で構成する。

(構成員の選出)

第7条 役員は、次により選出し、総会に諮る。

- (1) 会長及び副会長は、役員会に諮り会員の中より選出する。
- (2) 事務局長は、会長が役員会の承認を得て任命する。
- (3) 理事は、会長が役員会の承認を得て選出する。
- 2 役員を除く運営委員は、前条第3項の者をもって、会長が任命する。
- 3 実行委員長等は、必要な都度役員会の承認を得て選出する。実行委員会等の構成員は、実行委員長等が任命する。
- 4 部会運営委員は、次により選出する。
 - (1) 部会運営委員は、部会長が部会構成員の中から任命する。
 - (2) 部会長1名及び副部会長1~2名は、部会運営委員の互選にて選出する。
 - (3) 企画事務担当若干名は、部会長が部会運営委員の中から指名する。
- 5 監事2名は、会長が、役員、運営委員及び部会運営委員以外の者から、役員会の承認を得て選出する。
- 6 顧問又は相談役は、会長が必要と認めた時は役員会の承認を得て会長が任命する。

第3章 任務と任期

(役員等の任務と任期)

第8条 役員、運営委員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- (3) 役員及び運営委員は、本会の運営に必要な事項を審議するとともに、会務の執行にあたる。
- (4) 事務局長は、本会の事務を統括する。
- 2 監事は、本会の運営及び会計を監査する。
- 3 役員、運営委員及び監事の任期は、定期総会から次々年度定期総会までの基本2年とする。ただし、再任を妨げない。また、役員会の連合自治会正副会長の任期は1年とする。
- 4 補欠補充の場合は、前任者の残任期間とする。なお、任期満了後も後任者が選出されるまでの間は引き続き職務を行う。
- 5 顧問又は相談役は会長依頼の任務を遂行する他、役員会を補佐し、任期は基本1年とする。

(部会運営委員の任務と任期)

第9条 部会運営委員の任務は、次のとおりとする。

(1)部会長は、部会を代表し、部会務を総理する。

(2)副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(3)企画事務担当は、部会で審議する事項について企画・立案を行う。

2 部会運営委員の任期は基本2年とし、連合自治会選出の委員は基本1年とする。ただし、再任を妨げない。任期は、定期総会から次年度定期総会までとする。

3 補欠補充の場合は、前任者の残任期間とする。なお、任期満了後も後任者が選出されるまでの間は引き続き職務を行う。

(地域活力プランナー)

第10条 地域活力プランナーは、「長浜市地域活力プランナー設置要綱」に基づき、地域の現状や課題を把握し、市や住民と協働して地域の活性化を図るための業務を行う。

(事務局)

第11条 事務局は、本会の全般の庶務を行うとともに、部会の事業運営に協力する。

2 事務局職員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 所長は、事務局の総括会計責任者となる。

(まちづくりセンターの管理運営)

第12条 本会は、第3条第7号に基づき、まちづくりセンターの管理運営を長浜市と締結する「指定管理施設における基本協定」により行う。

2 まちづくりセンターの管理運営組織及び職員に関する事項は、別に定める。

3 まちづくりセンターの利用時間、利用目的等の「施設利用基準」は、別に定める。

4 協定に基づく経費は、別途会計で行う。

第4章 会議

(会議)

第13条 本会の会議は、総会、役員会、運営委員会、実行委員会、部会運営委員会とする。

2 会議は、これを構成する者の過半数をもって成立し、会議の議決は出席者の過半数を持って決する。ただし、可否同数の時は、議長の決するところによる。

3 会議には、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

(総会)

第14条 総会は、第5条に基づき、毎年1回、会計年度の末日の翌日から2ヶ月以内に定期総会を会長が招集する。

2 前項の規定に問わらず、会長又は役員会が必要と認めた時、もしくは総会を構成する者の半数以上から要請があった時は、臨時総会を開催することができる。

3 総会の議長は、総会に出席した者の中から、会長が指名する。

4 総会は、次の事項を審議する。

(1) 地域づくり計画の策定・改正に関すること。

(2) 事業報告及び決算報告に関すること。

(3) 第7条で選出した役員の承認に関すること。

(4) 事業計画及び予算に関すること。

(5) 会則の改廃に関すること。

(6) その他、本会の運営に係る重要事項に関すること。

(役員会)

第15条 役員会は、第5条に基づき、必要に応じ会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

3 役員会は、次の事項を審議する。

(1) 総会に付すべき事項に関すること。

(2) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

4 会長は、必要があると認める時は、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(運営委員会)

第16条 運営委員会は、第5条に基づき、必要に応じ運営委員長が招集する。

2 運営委員会の議長は、運営委員長がこれにあたる。

3 運営委員会は、次の事項を審議する。

(1) 部会、実行委員会、まちづくりセンター等における連携の調整と、事業の企画立案及び事業の進行管理に関すること。

(2) 本会の年次事業計画と予算及び決算に関すること。

(3) まちづくりセンターの適正な管理運営に関すること

(4) その他、本会の目的達成に必要な事項に関すること。

4 運営委員長は、必要があると認める時は、運営委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会等)

第17条 実行委員会等は、必要に応じ実行委員長等が招集する。

2 実行委員会等の議長は、実行委員長等がこれにあたる。

3 実行委員会等は、第5条に基づき、各部会全体に及ぶような事業、あるいは各部会事業に該当しない事業等の実施を行う。

4 その他、実行委員会等の運営に必要な事項は、別に定める。

(部会運営委員会)

第18条 部会運営委員会は、必要に応じ部会長が招集する。

2 部会運営委員会の議長は、部会長がこれにあたる。

3 部会運営委員会は、第5条に基づき、次の業務を行う。

(1) 年間の事業計画及び予算の立案を行うこと。

(2) 事業の定期的な進行管理を行い適正かつ効果的な事業の推進を図ること。

(3) その他、部会の目的達成に必要な事項を行うこと。

4 部会長は、事業の進捗状況及び成果を運営委員会に報告する。

5 その他、部会及び部会運営委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

第5章 会 計

(経 費)

第19条 本会の経費は、委託金、助成金、会費その他の収入をもってこれに充てる。

2 本会の会計は、一般会計と特別会計とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第6章 その他

(諮問機関)

第21条 本会の運営に関する重要な事項について意見を聞くため、諮問機関を置く事ができる。

2 諮問機関の運用については、別に定める。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

2 従来の南郷里地区社会福祉協議会、南郷里青少年健全育成会、南郷里地域づくり協議会就業規則及び給与規程等は、本協議会に含み準用する。よって、名称等も本会則に従い読み替えるものとする。

附 則

この会則は、平成24年11月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年4月23日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月10日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 4 月 22 日から施行する。ただし、第3条及び第12条のまちづくりセンターの規定は、平成 29 年 4 月 1 日に遡及して施行する。

附 則

この会則は、令和3年4月 14 日から施行する。(組織変更に伴い新たな会則変更)

附 則

この会則は、令和 6 年 4 月 14 日から施行する。(第3条1(6)追加(9)一部削除、第6条2(4)追加、3(1)修正(2)一部削除(5)追加、第7条3一部追加6追加、第8条3一部追加5追加、第9条2一部追加、第10条2削除、第11条3修正、第12条1一部修正、第22条2追加)

附 則

この会則は、令和7年4月13日から施行する。(第6条第5項(2)削除、第9条第2項 一部追加)

別表(第4条、第6条関係)

団体名
各自治会
南郷里連合自治会
南郷里地区民生委員・児童委員協議会
南郷里老人クラブ連合会
長浜市子ども会連合会南郷里支部
更生保護女性会南郷里分区
長浜赤十字奉仕団南郷里分団
長浜市健康推進員南郷里地区
長浜市消防団南郷里分団
南郷里つくし隊
南郷里小学校 PTA
南郷里幼稚園 PTA
長浜市遺族会南郷里支部
南郷里地区スポーツ少年団
南郷里地域人権学習協議会
その他本会の趣旨に賛同する団体